

平成29年3月15日

国立市議会議長 中川 喜美代 様

提出者 石井 伸之

〃 高柳貴美代

〃 石井めぐみ

〃 尾張美也子

〃 青木 淳子

〃 上村 和子

〃 望月 健一

議案の提出について

議員提出第 5 号議案

**精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の  
対象とすることについての意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の 対象とすることについての意見書(案)

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は①身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、②療育手帳（愛の手帳）1度・2度の知的障害者の方々となっています。精神障害者は対象外です。

日本も国連障害者権利条約を批准し、平成28年4月1日からは障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、『差別』と評価されてしかるべきものです。

精神障害者の多くは、著しく立ちおくれた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。

よって、国立市議会は、東京都に対し、精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度の対象にするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成29年3月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事